

令和3年7月1日より住宅が中間検査対象となります！

改定の背景

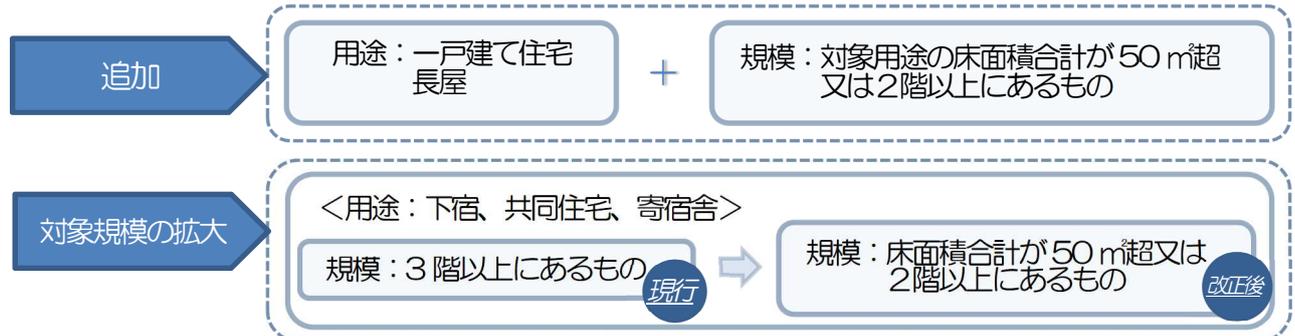
今まで三重県では、小規模な住宅系用途の建築物については、中間検査の対象外としてきました。

しかし、近年、大手住宅供給メーカー等による構造や防耐火といった重要な部分に係る工事監理の不備を伴う諸事案が発生してきており、その再発防止のためには工事監理の徹底及び中間検査・完了検査の強化が必要であることが国の外部有識者会議等にて指摘されています。

このような情勢を受け、近い将来に南海トラフ地震等の大地震の影響が予測される三重県としては、一戸建て住宅に代表される小規模住宅系用途の建築物を中間検査制度の対象とすることとします。

改正概要

(1) 中間検査を行う建築物の対象用途の追加及び対象規模の拡大を行います。



※ ①プレハブ住宅等で大臣認定を受けたもの、②住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、当中間検査の特定工程に相当する箇所の工事完了時に検査を行い、評価方法基準への適合が検査報告書により確認できるもの等は中間検査対象から除外

(2) 指定する特定工程（検査を行うタイミング）に木造の欄を追加します。

主要な構造	特定工程
木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法等にあっては屋根工事及び耐力壁の工事)

(3) 確認審査の特例が適用される建築物の検査申請書に添付する書類を追加します。

- ・構造種別に応じて構造耐力上主要な部分の構造方法を明示した図書（中間検査申請書への添付）
- ・上記（1）の注意書き②に該当するものについては、当該検査報告書（完了検査申請書への添付）

※ 詳細については、三重県のホームページ<<https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35808031084.htm>>の「4 中間検査の指定について」をご覧ください。

スケジュール

令和3年7月1日*からの施行となります。

※ 期日以降に建築確認申請（計画変更を除く）がなされるものを中間検査の対象とします。

<お問い合わせ先（※建設地を所管する特定行政庁にお問い合わせください）>

三重県県土整備部建築開発課	TEL:059-224-2709	桑名市都市整備部建築審査室	TEL:0594-24-1218
// 桑名建設事務所建築開発課	TEL:0594-24-3667	四日市市都市整備部建築指導課	TEL:059-354-8208
// 四日市建設事務所建築開発課	TEL:059-352-0684	鈴鹿市都市整備部建築指導課	TEL:059-382-7651
// 松阪建設事務所総務・管理・建築課	TEL:0598-50-0587	津市都市計画部建築指導課	TEL:059-229-3186
// 伊勢建設事務所建築開発課	TEL:0596-27-5210	松阪市建設部建築開発課	TEL:0598-53-4156
// 志摩建設事務所総務・管理・建築課	TEL:0599-43-9651	伊賀市建設部建築課	TEL:0595-22-9732
// 伊賀建設事務所建築開発課	TEL:0595-24-8239	名張市都市整備部都市計画室	TEL:0595-63-7698
// 尾鷲建設事務所総務・管理・建築課	TEL:0597-23-3546	亀山市産業建設部都市整備課	TEL:0595-96-9028
// 熊野建設事務所総務・管理・建築課	TEL:0597-89-6148		